

第三十一回國會衆議院商工委員會議錄

昭和三十四年二月十九日(木曜日)

出席委員  
委員長  
議長三田部吉

理事小川 平二君 理事小平 久雄君  
理事中村 幸八君 理事加藤 鎌造君

中田理事 武夫君 理事松平

新井  
京太君  
岡本  
清野

鹿野 薩吉君  
木倉和一郎君  
菅野 始闇

中井一夫君  
渡邉内浦

大矢省三君勝澤  
小林正美君鈴木

水谷長三郎君

通商產業事務官  
(大臣官房長) 齋藤

通商產業事務官  
(通商局長) 松尾

通商產業事務官  
(重工業局長) 小出

通商産業事務官  
（鉱山局長） 福井

委員外の出席者

大藏事務官  
警察局保安科  
保安課長

長) 主税局税關部 木村

專門員越問

一月十八日

特許法等の一部を改正する  
（内閣提出第一五七号）（予）

商標法案  
內閣提出第  
三

第一類第九號

商工委員會議錄第十七号

昭和三十四年二月十九日

○長谷川委員長　これより会第を開始します。

参考人出頭要求に関する件

特定物資輸入臨時措置法の一部改正する法律案(内閣提出第六〇号)と石油資源開発株式会社法の一部改正する法律案(内閣提出第三三二)

この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びをいたします。プラント類輸入促進臨時措置法案及び特定期貨物輸入臨時措置法の一部を改正する法律案の両案についてそれぞれ参考人に意見を聴取することとし、参考人の御出席並びに御出席願う日時等に因りますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、  
そのようすに決定いたします。

一部を改正する法律案、以上七法案を一括して議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。鈴木一君。

○鈴木(一)委員 石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案について質問いたしたいと思います。

最初にお伺いしたいことは、政府がこの会社の債務を保証するということが要點になっております。こういふような法律案は今度の国会が始まる前から予定されておったのかどうか、あるいは国会が始まつてから急にこれを出すことになつたのか、その辺の事情を伺いたいといたします。

○福井政府委員 石油資源開発株式会社の債務の保証につきまして、その株式会社法にこういった債務保証の規定を入れたいということは、かねがね私ども研究をいたしておつたわけでございまして、実は昨年の予算時期にももういった問題を検討いたしておりましたけれども、なかなか法案に入れるところまで熟しませんで、以来ずっと検討して参りまして、今回ようやく提案をする運びに至つた次第でござります。

○鈴木(一)委員 予算を提出するときにおいて、債務保証の問題については当然予算総則にうたつて、そうして法律案を出してくるというのが順序だろ

一  
確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案及び織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案、以上七法案を一括して議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。鈴木一君。

○鈴木(一)委員 石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案について質問いたしたいと思います。

最初にお伺いしたいことは、政府がこの会社の債務を保証するということですが要點になっております。こういふような法律案は今度の国会が始まる前から予定されておったのかどうか、あるいは国会が始まつてから急にこれを出すことになつたのか、その辺の事情を伺いたいと思ひます。

○福井政府委員 石油資源開発株式会社の債務の保証につきまして、その株式会社法改正の見地

○福井政府委員 ただいまのお説につきましてはごもっともございまして、私どもも、本来ですと、これは法律案を出しますと同時に予算総則に限度を入れていただくというのが普通の場合でございますが、御承知のように、石油の開発といいますのは、なかなか初めからはつきりと確定し得ない要素を非常に持っておりますので、今回の中止につきましては、法律上一応債務を保証し得るという根拠を作つていただきまして、そういう開発地点がはつきりいたしました場合に、その金額等を計算いたしまして、予算総則に保証限度を入れていただく、かようにな段取りにして参りたいというふうに考えております。

○福井政府委員 ただいまのお説につきましてはごもつともございまして、私どもも、本来ですと、これは法律案を出しますと同時に予算総則に限度を入れていただくというのが普通の場合でございますが、御承知のように、石油の開発といいますのは、なかなか初めからはつきりと確定し得ない要素を非常に持っておりますので、今回の改正案につきましては、法律上一応債務を保証し得るという根拠を作つていただきまして、そういう開発地点がはつきりいたしました場合に、その金額等を計算いたしまして、予算総則に保証限度を入れていただく、かようにな段取りにして参りたいというふうに考えております。

○福井政府委員 お話のよくな点につきまして、私どももさように感する点がないでもございませんけれども、ただ、ただいま申し上げましたように、具体的にこの開発地点をきめまして、その開発計画がどういうふうになるかということは、しかも今年度の資金計画まではつきりその地点について金額が計算し得るということになりますには、その下に油があるということが出しましても、どの規模に一体地下に賦存しておるか、その量を確定する必要がござりますし、それからまた量が確定いたしまして、今度どういう施設をして採油するのが適当であるか、それには下の方の地質がどういう状況になつておるからどういう施設をしたらいいか、あるいはまたその規模をどの程度の規模にして、いかというようなことを具体的にきめまして、生産数量なり開発資金を計算いたしますのには、各地点につきましてそれだけの要素を十分にはつきりいたないと金額は出ないわけでございまして、そういう段階になりますれば、その金額をはじきまして予算総則に計上する措置をとりたい、かような考え方であります。

○鎌木(一)委員 ちょっと委員長、質問を保留します。

○長谷川委員長 始闘伊平君。

○始闘伊平君 実は最初に予定いたしておりました質問は、政務次官に答えていただきたいと思っておりますので、順序は少しおかしくなりますのが、それ以外の問題から始めたいと思います。

○福井政府委員 お話のような点につきまして、私どももさように感ずる点がないでございませんけれども、ただ、ただいま申し上げましたように、具体的にこの開発地点をきめまして、その開発計画がどういうふうになるかということは、しかも今年度の資金計画ではつきりその地点について金額が計算し得るということになりますには、その下に油があるということが出ましても、どの規模に一体地下に賦存しておるか、その量を確定する必要がござりますし、それからまた量が確定いたしまして、今度どういう施設をして採油するのが適当であるか、それは下の方の地質がどういう状況になつておるからどういう施設をしたらいいか、あるいはまたその規模をどの程度の規模にして、いかと、うなごとを具体的にきめまして、生産数量なり開発資金を計算いたしますのには、各地点につきましてそれだけの要素を十

最初に、バナナの問題についてお尋ねをいたしますが、バナナの割当の方式といったまして、割当総ワクのうち何パーセントかを、いわゆる人口割によって都道府県に割り当てる、こういうような要望が一部からあつたようあります。が、バナナの割当方式について、ただいまどういうふうになつておるかということ。それから、バナナに限りませんで、パイカンなども同じだと思いますが、こういう種類のものにつきましては、最終の需要者に割り当てるということは困難であつて、結局は輸入業務を行う者に割当をするということになりますが、この辺につきましては、最終の需要者に割り当てるといつ御説明をお願いいたします。

現実の問題といたしましては、なかなかうまく参りません。元来こういうふうに割の觀念というものは、国内流通との問題かと思うのであります。輸入外貨の割当の基準として考えますと、非常に難点多いのであります。また人口割比の問題には、ある特定の団体に一括割当をすることが、あのねらいであったかと思うのであります。ですが、こういうことも実際問題として弊害が非常に多うございましたので、二回ばかりそういう人口割比の割念を入れてやつたことはございまするが、現在のところは、やはり輸入実績にタッチする者を対象にして割当をすることの方が多いという確信をもつて強めておるのであります。今後の外貨供給が、現在の方針いたしましては、そういうふうに考えております。

す。そこで、通常生ずる利益なり異常利益のものでありますかといふ判定が、実際問題としてあるか、あるいはむずかしいのであります。またその場合は、商品によりまして、またその場合は、外貨割当の量のいかんによりまして、ある期には比較的多くのマージンが出るが、ある期にはあまりマージンが出ないという場合もございまして、いろいろな場合がありまして、非常にむずかしいのであります。またその場合は、大体輸入業者のマージンといたしましては、通常の場合三%ないし一〇%程度がいわゆる適正な利潤ではないかと思つております。もちろん大量物資である場合とそうではない場合、あるいは原料物資である場合と直接消費者、需要者に回る物資とによりまして判断を変える必要がありますが、大体物資であるところが通常のマージンではなかなかうかかと思つております。従いまして、これを大幅に上回るときには、特定物資とし得るやいなやということを検討いたしております。ただ単純に通常のマージンを一時的に上回っておるからといって、すぐに特定物資にするというわけではございませんが、一応基準としてはそういうところを基準に考えておるのであります。

それから市況の変化に対応して差益率についても彈力的に考へるべきではないか、というお尋ねの点でござりますが、これにつきましてはわれわれもさように考えております。率直に申しまして、差益率についても彈力的に考へべきではないのであります。会計検査院との関係もございますが、やはり輸入需給が多くなる、あるいは需要の関係をも

ちまして国内の市場相場、価格といふものが下落の傾向にある場合には、それに追随をいたしまして差益率を加減するつもりで、現在まで運用いたしております。従いまして、物によりましては上期では低いが下期では高い、というものもございますが、總じて見ますと、どういう場合に、では差益率を下げるのかというようなお尋ねもございまれば漸減の方向に運用をして参つております。従いまして、物によりましては上期では低いが下期では高い、というものもございますが、總じて見ますと、どういうようなお尋ねもございまが、今申し上げますように、大体におきましてハナあるいはパイソンといふような場合におきましては、協定を他の関係によりまして輸入量が急にふえ、国内相場も下落の傾向にある、従いまして、差益算定をするときの相場価格というものが下るという場合には、従来の例にとらわれずには、従来の例にとらわれずには差益率を下げて市況に合うようにならざるを得ません。

ど来お話を出ておりますようなハナシの  
ものであります、この法律の適用を  
受けますと、輸入業者が利益の大部分  
というものをこつそり政府に吸い上げ  
られるということございましてから、  
これはその商品を扱う側からいえば、  
あまりありがたくない制度だと思うの  
であります。そして、先ほどもちよつ  
と申したのであります、外國商品の  
輸入が為替管理によつて制限されてお  
る。そういうことでありますと、これ  
は程度の差はございますけれども、多  
かれ少かれ国内における需給が不均衡  
になる。例外の場合は別でござります  
が、原則として不均衡になる。そういう  
ことでありますれば、輸入によつて  
通常生ずる利益がどの程度かというこ  
とはむづかしい問題でございましよう  
が、この法律でねらつておるようない通  
常生ずる利益を若干越えた利益が生ず  
るということは、これはきわめて一般  
的な傾向であるということに認めざる  
を得ないと、ござります。さて  
そこで、そういったようなものの中  
で、最も頭者なものを二、三あげてみ  
ますと、これは中川さんがきょうお見  
えになつておりませんが、中川政務次  
官がこの委員会の席上でも言明された  
のでありますけれども、外國の自動  
車、これは輸入を認める、そのとた  
んに値段が倍になります。非常な差要があ  
るわけであります。それから韓ノリの  
輸入、これなども非常にやかましい問  
題である重要な理由の一半は、やはり  
この輸入差益というものが非常に大き  
いということに私は起因すると思うの  
でありますし、しかもこの法律を読ん  
でみますと、今申し上げました自動車

なり、あるいは韓ノリというものを、この法律の適用なきものとして除外すべき理由と申しますか、必然性といふものは全く見当らないようになります。ですが、一体バナナ、バイカン、あいのうものだけを指定して、それと全く同じような経済的な条件のもとにあらざらのものを入れておらないといふのはどういう理由なのか、将来これらのものを追加して入れるということを考えられるのかどうか、その辺を一つ伺いたいのです。

○松原(泰)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、通常生する利益あるいは異常利益の判定が非常に困難なのでござりますが、一応現在特定物資として掲げられておる物資につきましての通常マージンといふものは六%ないし一〇%というようなんつもりで、実はいたしておるのであります。そこで今御指摘のような自動車、ノリ等について、しからばどうだというようなお尋ねかと思います。自動車について申し上げますと、現在の輸入割当的方式において最終需要者であるタクシーや業者、あるいは報道機関といふものに内示書を発行する、いわゆる割当方式がありまして、その最終需要者が内示をもらい、それから発注注要者をもつた輸入業者に外貨の割当を行なうということでありまして、従いまして、輸入業者の段階における利益といふものは、これは至って合理的なものであります。異常な利益を発生しておません。また御存じのように、最終需者への輸入し要ましたところの自動車の転売につきましては、三年間これではできないというふうなことにもなつております。従いまして、

この輸入の仕方が、輸入してそれをどうするかの段階においてマージンが発生するか否かで、あるいは御指摘のように、かなり輸入業者の輸入を依頼するというふうな方式でござりますれば、これはあると思いますが、輸入割当の方式が、今申しましたように最終需要者に割り当てる。そうすると、最終需要者が輸入業者に輸入を依頼するということでありまして、その間合理的なもので動かしておるということであります。輸入業者の段階における異常マージンといふものは、今のところ発生しておらぬのであります。その点を一つ御留意いたいと思います。なおノリにつきましても、御指摘のような問題は、われわれも実は常々研究をいたしておりますのであります。これも韓国からの輸入時期、輸入量、それと国内におきますノリの豊凶によりまして、非常に価格が上ったり下ったりいたしております。若干通常のものに比べましては多い利益の出ていることは、われわれも認めるものであります。これを特定物資として指定をするということになりますと、技術的に非常にむずかしいというふうな点もありますて、従来私どもいたしましては、その輸入が継続的に行われるということになりますと、それから異常利益の発生も、若干の増減はありますても、大体経常的に捕捉できるということを一つの条件として考えております。もちろん、そのほか国際条約と申しますか、国際的な関係のある、たとえば自動車などで申しますならば、現在入っておりますが、国際的な関係から申しまして

式でなくして異常利益が若干ありました。そういう場合におきましても、そういう国際情勢の關係から見て、特定物資にはいたしかるべきであるのじゃないかというふうに考へるのをあります。さようにいたしまして、判断をいたします場合には、単なる通常生ずる利益をえた利益というもののほかに、国際的な情勢その他も考慮して、指定をするかしないかを判断いたさなければならぬ。現在のところは、指定されておりまする五品目以外には、直ちにこういう物資が適当であるとうといふような考えを持つていません。

要不急物資というようなことを言われるのは、言われる側から見ても、あまり気持のいい話ではないのであります。また不要であると認定しながらその輸入を認めでるというのもおかしいのであります。この点について当局の所見を伺いたいと思います。

○松尾(泰)政府委員 確かに御指摘の通りに、特定物資輸入臨時措置法第一条によりますれば、そういう不急不要物資というような表現は全然用いてはいないわけであります。しかしながら現在の外貨割当の現状からかんがみましては、さほどの制限をいたしていません。外貨の有効利用の観点から、必要なわけであります。他の物資につきましては、かなりの輸入の制限をいたしておりますことは事実であります。そのための結果として異常の利益が生ずる場合ということになりますので、特定物資即不急不要物資といふのはこれは若干表現が正確でない、一言に言い現わすためにやや近い表現をかりたということなのであります。大ざっぱに考えまするならば、不急不要物資といふものが特定物資になる可能性が多いのだということはいえるかとも思うのであります。若干表現につきまして、率直に不急不要物資というような表現をいたしましたことは、いさざか適切でないとは思いますが、まあ俗に考えますれば、そういう原材料なり緊要物資以外のものというつもりで、不急不要物資という表現を使いましたので、その点は一つ御了承願いたいと思つております。

